

西海市告示第18号

西海市污水ポンプ設備設置補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月28日

西海市長 杉澤 泰彦

西海市污水ポンプ設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、下水道への接続を促進し、もって公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全を図るため、市内の公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び地域し尿処理施設の処理区域内において、污水ポンプ設備を設置し污水を下水道に排除しようとする者に対して、予算の範囲内で西海市污水ポンプ設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、污水ポンプ設備とは、污水を下水道に排除するため、建物の所有者又は占有者が自ら設置する設備で、污水槽、污水ポンプ及びこれに伴う電気設備をいう。

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語の意義は、西海市下水道条例（平成20年西海市条例第65号）に定めるところによる。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を全て備えたものとする。

(1) 污水ポンプ設備工事を排水設備工事と同時に行い、新たに下水道へ接続するものであること。

(2) 低地である等の立地条件により自然流下の方法では污水を下水道に

直接排除することが困難であると市長が認めた建物に対して設置する汚水ポンプ設備であること。

(3) 汚水ポンプ設備を設置しようとする者に、市税、下水道事業分担金、下水道使用料及び水道料金の滞納が無いこと。

(4) 汚水ポンプ設備を設置しようとする者が、設置に要する用地を所有し、又は用地の使用に関し、土地所有者若しくは管理者の同意を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建物に対して汚水ポンプ設備を設置する場合は、補助金を交付しない。ただし、事業推進のため市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体が所有する建物

(2) 販売を目的とする建物

(3) この告示に基づく補助金の交付を受け汚水ポンプ設備を設置した建物又は既に汚水ポンプ設備を設置している建物

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、汚水ポンプ設備工事に要した費用とし、30万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、西海市下水道条例第7条第1項に規定する排水設備等の計画の確認申請とあわせて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 平面図及び縦断面図（西海市下水道条例施行規則（平成21年西海市規則第28号）第8条第1項に規定する排水設備等新設等計画確認申請書に汚水ポンプ設備の記載があれば、当該記載箇所の写しでも可）

(3) 工事見積書の写し（内訳明細の分かるもの）

(4) 市税に未納がないことを証明する書類（未納がない証明書）

(5) 土地所有者又は管理者の同意書（申請者と異なる場合）

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定内容及びこれに条件を付した場合はその条件を補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第7条 前条の交付の決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後にその申請内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとする場合又は補助事業を中止しようとする場合は、補助事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 西海市下水道条例施行規則第9条に規定する排水設備等工事完了届の写し

(2) 完成写真

(3) 汚水ポンプ設備工事に係る請求書又は領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（検査及び補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の補助事業実績報告書の提出があったときは、その日から14日以内に報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査による検査を実施し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付

した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の検査に合格しない場合は、直ちに適合させるための措置を講じ市長の検査を受けなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により補助を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4） その他補助事業者において、この告示の趣旨又はその他法令に違反する行為があったと市長が認めるとき。

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、納期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（現場確認及び指導）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、汚水ポンプ設備工事の状況を施工現場において随時確認し、又は指導することができる。

（汚水ポンプ設備の維持管理）

第14条 この告示の補助金を受けて設置した汚水ポンプ設備の維持管理は、補助事業者の負担と責任において適正に行うものとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。